# ジュニア和楽器楽団 規約

# 第1章総則

# 第 1 条(適用範囲)

- 1. 本規約は、本楽団の団員(その保護者を含む、以下同じ)に適用します。団員であった方 や、新たに団員になろうとする方については、必要な範囲で適用します。
- 2. 未成年者本人と保護者は、本規約上の義務と責任を、連帯してご負担いただきます。

### 第 2 条(名称、所在地、運営)

- 1. 本楽団は「ジュニア和楽器楽団」と称し三重県津市内に事務所をおきます。
- 2. 本楽団の運営、管理(団員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、団員規約の制定や改廃 等の決定手続を含む)は、事務局が行います。

# 第 3 条(趣旨·目的)

本楽団は、日本の伝統文化「和楽器」の担い手・指導者を育成するとともに、子供たちが身近に和楽器を習う機会や鑑賞する機会の創発を目的とします。

# 第2章 入会

### 第 4 条(入会資格)

- 1. 本楽団は、団員制とします。
- 2. 本楽団の団員になるには、次の要件の全てを満たし、本楽団の承認を受けなければなりません。
  - ① 本楽団の趣旨・目的に賛同し、本規約を承諾すること
  - ② 保護者の同意を得ていること
  - ③ 対象年齢に該当し、かつ和楽器の演奏に適した健康状態であること
  - ④ 正確な情報を記入した入会書類を提出すること
  - ⑤ 暴力団、その他反社会的勢力に該当せず、かつこれらと関係を有さず、かつ、将来に わたりこれに該当しないこと
  - ⑥ 刺青(ファッションタトゥーを含みます)をしていないこと。
  - ⑦ その他、本楽団が定める要件を満たすこと

### 第 5 条(入会手続)

- 1. 本楽団の団員になる方は、本楽団所定の入会手続を行っていただきます。
- 2. 入会手続は、未成年者本人と親権者である保護者が連名で行っていただきます。親権者

である保護者は、自らが団員か否かに関わらず、本規約に基づく団員としての責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

3. 入会の際は、入会諸費用、および初回の月会費(コースによって異なることがあります) をお支払いいただきます。

# 第 6 条(入会申込書の記載内容の変更)

団員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合、本楽団に対して、速やかに変更後の 内容を届け出るものとします。

# 第3章 連絡・告知

### 第 7 条(連絡)

- 1. 本楽団が団員に連絡する場合、団員が届け出た連絡先に宛てた発出をもって、連絡したものとします。
- 2. 団員は、住所、メールアドレス、電話番号等、連絡先に変更があった場合、本楽団に対して、速やかに変更後の連絡先を届け出るものとします。
- 3. 団員の変更届出の懈怠または不備によって本楽団からの連絡が届かなかった場合、本楽団が当該連絡を発出した後、通常到達に要する期間の経過をもって、当該連絡が到達したものとみなします。

### 第8条(告知方法)

本規約における団員への告知方法は、メール、連絡網アプリによる連絡およびホームページに掲載する方法とします。

# 第4章 サービス

### 第 9 条(サービス)

団員による本楽団の提供サービス、利用範囲、条件等については、別に定めます。

# 第 10 条(変更)

- 1. 教室や受講日の変更を希望する団員は、受講日の一ヵ月前までに事務局ご連絡していただきます。
- 2. 団員は、希望する教室または受講日に空きがあり、講師の承認を得た場合、教室や受講日を変更できます。
- 3. 学年等の進級によってコース変更が生じる場合、本楽団は、対象の団員に対して個別に通知します。

# 第 11 条(オンライン利用)

- 1. 当楽団に在籍している団員に対して、ネットワークを介してオンラインでレッスンを提供 します。
- 2. 利用者は事前に自己の責任と費用においてインターネットに接続が可能な機器(パソコン、タブレット等)を用意し、自宅等でレッスン受講可能な環境を整えるものとします。
- 3. 本サービスの利用または準備等にかかる通信費は、利用者の自己負担となります。
- 4. 利用者の利用環境に起因し、レッスンの実施が不能となった場合、当楽団はその責任を 負わないものとします
- 5. 当楽団は、本サービス利用時にコンピューターウイルス感染等によって発生したコンピューター・回線・ソフトウェア等の損害と、また本サービスに使用するソフト、配信ファイルの使用により、レッスン中、レッスン外で発生したいかなる損害も賠償する義務を負わないものとします。

# 第5章 団員の権利義務

#### 第 12 条(会費)

- 1. 団員は、所定の方法で、毎月所定の日までに、本楽団が定める会費および諸費用を納めます。振込手数料は、団員の負担とします。
- 2. 一旦納めた会費および諸費用は、団員の責任によらずレッスンが中止となった場合および本楽団の責任によりレッスンの受講ができなかった場合を除き、返金いたしません。
- 3. 会費および諸会費の支払がない場合、本楽団は、当該団員へのサービス提供を一時停止することができます。

# 第 13 条(休会)

- 合奏コースの団員は、受験や病気による療養等、本楽団がやむを得ないと判断する場合、 最大で一年間休会することができます。
- 2. 休会中は、会費の支払いは必要ありません。

### 第 14 条(規則と指示の遵守等)

- 1. 団員およびその保護者は、本規約、その他本楽団の定める諸規則を遵守するものとします。
- 2. 団員およびその保護者は、各教室の指導員(以下「指導員」といいます)、その他本楽団のスタッフ(以下「スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

### 第 15 条(安全の確保)

- 1. 団員およびその保護者は、危険な行為をしてはいけません。
- 2. 団員およびその保護者は、健康状態に異常を感じた場合、速やかに申告するものとします。

### 第 16 条(団員の私物)

- 1. 団員は、私物について、自らの責任で管理します。
- 2. 団員は、本施設内に、高額な金品を持ち込まないものとします。
- 3. 団員が施設に放置した物に関しては、一切の権利を放棄したものとみなします。ただし、 貴重品であって保管が容易なものは、一定期間、当楽団で保管します。
- 4. 本楽団は、本施設内に持ち込まれた私物の紛失、盗難、破損等について、一切責任を負いません。

### 第 17 条(禁止事項)

団員は、本楽団のご利用にあたり、以下の各事項をしてはなりません。

- ① 本規約、その他本楽団が定める規則に違反する行為
- ② 本楽団の指示・指導に従わないこと、その他本楽団の秩序を乱す行為
- ③ 施設内での飲酒、喫煙(電子タバコ、無煙タバコを含む)
- ④ 本楽団の施設や器具備品を故意に毀損する行為や、それらを持ち出す行為
- ⑤ 公序良俗に反するおそれのある行為、その他団員として品位を損なうと当楽団が判断 した行為
- ⑥ 法令、行政措置、裁判所の判決・決定・命令に違反する行為、これらを助長する行為、またはそれらのおそれある行為
- ⑦ 他の団員や保護者、本楽団、指導員、スタッフ、その他の関係者(以下、合わせて「関係者」 という)への名誉や信用の棄損、誹謗中傷、うわさの流布、プライバシー侵害、その他権 利利益の侵害、または不当な不利益を与える行為
- ⑧ 関係者への脅迫的言辞、詐欺的言辞、暴力的行為、不当な要求行為、不当な迷惑となる 行為、不当な不快感を抱かせる行為、不安や恐怖を抱かせる行為
- ⑨ 危険物の施設内への持ち込み
- ⑩ 関係者との個人的な紛争を持ち込み、本楽団の運営に影響を与えるおそれのある行為
- ① 宣伝、広告、勧誘、営業、金銭貸借、政治活動、署名活動など
- ② 会費等の支払を免れるため、合理的理由がなく受講を拒否する行為
- ③ 不正な目的をもって本楽団のノウハウを盗用し、または不正利用を目的とする行為

# 第6章 退会等

### 第 18 条(退会)

- 1. 退会は、原則として、入門コースは年度末、合奏コースは月末とします。
- 2. 退会を希望する団員は、退会月の前月 10 日(同日が事務局の休業日の場合は前営業

- 日)の営業時間内までに、本楽団所定の退会届を提出しなければなりません。同日を経 過した場合は、翌月末の退会となります。
- 3. 退会手続は、本楽団が前項の退会届を受領することで完了します。その他の方法による 退会(電話・メール等による申出、所定の書式を利用しない届出)は受け付けられず、団 員資格が継続します。
- 4. 団員は、利用回数に関わりなく、退会日までの月会費・諸費用を支払わなければなりません。

#### 第 19 条(団員資格停止、除名)

- 1. 本楽団は、団員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、団員資格の一時停止または除名をすることができます。除名となった団員は、再入会できません。
  - ① レッスンに参加しない期間が 3 ヶ月以上継続した場合
  - ② 本楽団の定める月会費や諸費用等を3ヶ月分以上滞納した場合
  - ③ 入会要件を満していなかったことが判明した場合
  - ④ 入会要件を満たさなくなったと本楽団が判断した場合
  - ⑤ 入会書類に虚偽の記載をした場合
  - ⑥ 本楽団の趣旨目的に賛同していないと本楽団が判断した場合
  - ⑦ 本楽団のカリキュラムに耐えられないと本楽団が判断した場合
  - ⑧ 伝染病等、他人に伝染・感染するおそれのある疾病を罹患した場合
  - ⑨ 本規約、その他本楽団が定める規則に違反した場合
- 2. 前項に基づき団員資格停止となった団員は、団員資格の停止期間中の会費の支払義務 を免れません。また、除名された団員は、未入金となっている月会費・諸費用を直ちに支 払わなければなりません。
- 3. 本状に基づく団員資格停止や除名によって団員に損害が生じた場合であっても、本楽団は、その損害を賠償する責めを負わないものとします。

# 第7章 事故等

# 第 20 条(事故等の責任)

- 1. 団員およびその保護者は、レッスン中は指導員の指示に従い、自己の責任と危険負担において行動することとします。
- 2. 本楽団で生じた盗難、傷害、その他の事故については、責任を負いかねます。ただし、本 楽団に故意または重大な過失がある場合を除きます。
- 3. 入会書類その他の書類に記載した情報が不正確であることによって生じた損害については、本楽団は一切責任を負いません。
- 4. 団員同士の本楽団内外でのトラブルについては、本楽団は関与しません。ただし、本楽団に故意または重大な過失がある場合を除きます。

5. レッスン中および本楽団への往復の際の当楽団による事故の補償は、当楽団が加入する三井住友海上火災保険株式会社塾総合保険の範囲とします。

# 第 21 条(団員が与えた損害)

団員が本クラブの施設の利用中、団員の責に帰すべき事由により、本楽団、他の団員や保護者、その他の第三者に損害を与えた場合、その団員が当該損害に関する責を負うものとします。

# 第8章 その他

# 第 22 条(休業など)

- 1. 本楽団は、以下の事由がある場合、事前の通知なく、休業できるものとします。
  - ① 台風その他異常気象、風水雪害、火災、地震、近隣の事故等で本楽団の業務遂行に支障がある場合
  - ② 安全管理等の面から緊急の必要がある場合
  - ③ 法令の制度改廃、行政指導、裁判所の命令、社会情勢や経済状況の著しい変化があった場合
  - ④ その他、必要があると本楽団が判断した場合
- 2. 前項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、団員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

### 第 23 条(改定)

- 1. 本楽団は、必要と判断した場合、提供サービス、利用範囲、条件等や、本規約に基づき団員が負担すべき諸費用を改定できるものとします。
- 2. 本楽団は、合理的理由がある場合、本規約を任意に改定できるものとします。改定の効力は、当該改定および変更時に在籍する全ての団員に及びます。
- 3. 本楽団は、改定の効力発生日の 1 週間以上前にメール、ホームページ等にて団員に改定の容を告知するものとします。

### 第8章 附則

# 第 24 条(附則)

本規約は 2023 年 5 月 1 日より施行します